

別られたるなるべし、こはなほよく考ふべし、さて書紀仲哀卷に、中臣、鳥賊津連とある人を、神功卷には鳥賊津使主と書れたる、是も使主は例の混れにて臣なり、中臣氏は臣の尸に非れば、此臣は下に附て云るにはあらで、伊加都意美と云名なり、此氏には先祖にも臣と云る名、彼此系圖に見え、續紀卅六に、此人の父の名も意美、佐夜麻と見え、此人も伊賀都臣と見えたり、又三代實錄姓氏錄などに、雷大臣命とあるも、此人にて、此又臣を例の大臣に混へたるものなり、大かたかくの如く、古書ども大臣と臣と使主と混ひたること多し、心して看別べし、又此伊加都臣の臣は、姓の尸を名の下に附て云臣とも紛ひぬべし、

〔職官志〕臣之爲言御身也、凡仕者之身、已致於君而不自有、故云御身、其對連則是文官、

〔古史傳〕臣は意美と訓む、さて意美てふ言義は、略書紀其ほか古書に、いつも臣連と對へ云て、伴男を持分くと、連は群主の意にて、其の群の中の主と云意なることを合て思ふに、大持てふ言の約れるにて、毛知は美もとは部を統持つ意の稱號なりしが、尸となれるならむ、

〔姓序考〕臣

臣姓はいと古き姓なることは既に云り、臣は意美にて大身の意にいへり、○中意美はもと稱言の姓になりしもの也、稱言の意美は、臣姓の出來にける後に云るはみな使主とかけり、然れども臣の意に云ること也、臣と使主の相通へるよしを云は、古事記下卷穴穗宮の段に坂本臣等之祖根臣とみえしを、安慶紀には坂本臣祖根使主と云るし、此人を雄略紀には根臣とかけり、又履中紀には圓大使主とみえしを、雄略紀には圓大臣と云るしたり、古事記下卷穴穗宮の段には、都夫良意富美とかけり、故臣と使主のかよへることを云るべし、使主をしも意美と訓ることは、顯宗紀に、使主此云於瀾とみえたれば、勿論臣は大身の意なりと師はいはれたれど、そはもとを考られざりしから、如此いはれしにて、うけがたし、もと臣姓は稱言よりなれるものにて、たへごと